

2020年6月17日

参议院宪法审查会会長林芳正君不信任動議 趣旨説明

只今議題となりました「憲法審査会会長林芳正君不信任動議」について、日本維新の会を代表し、提出者としてその趣旨を説明致します。

言論の府として、良識の府として、国民に開かれた議論が求められる参议院宪法审查会が、平成30年2月以来、なんと2年4か月近く実質上開催されておられません。

このままでは国民の負託に応えられないばかりか、参议院の存在意義すら問われる異常事態と言わざるを得ません。

憲法審査会は与野党の党派性を超えて公正・公平に憲法論議を行う場とされています。近年では、国会でも、また国民からも憲法に関する様々な問題が提起され、世論調査においても過半数の国民が憲法審査会の審議促進を求めています。

各会派には憲法改正に賛成・反対のさまざまな意見があることは承知していますが、国会議員がオープンに討論することによってはじめて、主権者である国民の皆さんに、憲法がどうあるべきか考える機会を提供することができるのです。

このように日本の政治にとって極めて重要な役割を担う憲法審査会が、一部会派の反対で開催できないことは許されません。

そこで私たち日本維新の会は、昨年12月、今年の3月、5月の3度にわたり、林会長に対して「憲法審査会開催の申し入れ」を行い、会長の指導力、決断力によって早期に審査会を開催するよう繰り返し強く要請してまいりました。

特に3度目の要請では、昨今の新型コロナ感染拡大の中で緊急事態宣言が出されたこともあり、「緊急事態の対応と憲法のあり方」という具体的テーマを示し、審査会の開催を求め、会長に決断を迫りました。

林会長はこれまで開催に向けて各会派との調整を図られたようですが、結果として、今国会でも開催できませんでした。これは林会長の指導力・決断力の欠如といわざるをえず、大変残念ではありますが、ここに不信任動議を提出致します。

このままの運営では、いつまで待っても審査会は開催されません。憲法改正に異議があるのなら、その見解を審査会で堂々と主張すべきです。審査会の開催自体を拒否することは、国会議員としてあるまじき行為であり、国民への背信行為に他なりません。審議拒否する会派は、委員の資格を返上すべきです。

各会派の皆さまには、本会長不信任動議へのご賛同をお願いすると同時に、反対の場合は討論で、なぜ憲法審査会の開催を拒むのか、国民に対して明確に説明するよう求めます。